

静岡県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年4月15日

静岡県知事 川勝平太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
伊豆市修善寺字大芝山4278の67
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため